

身体検査基準(海技士国家試験・海技免状更新・失効再交付) 平成26年4月1日改正

※変更点は赤字

海技士(大型免状)

身体検査基準表	
視力(矯正視力可)	海技士(航海) 各眼共に0.5以上 海技士(機関) 両眼で0.4以上 海技士(通信・電子通信) 各眼共に0.4以上
色覚	海技士(航海) 正常又はパネルD-15をパス 海技士(機関・通信・電子通信) 上記又は特定船員色識別適正確認表を識別できること
聴力	5m以上の距離で話声語を弁別できること
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員として職務に支障をきたさないと認められること

小型船舶操縦士(小型免許)

身体検査基準表	
視力(5mの距離で万国視力表による)	視力(矯正視力を含む。以下、この欄において同じ)が両眼共に0.5以上であること 一眼の視力が0.5に満たない場合であっても、他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.5以上であること
色覚	夜間において、船舶の灯火の色を識別できること (設備限定が付された免許証については例外規定あり)
聴力	船内の騒音を模した騒音の下で、300mの距離にある汽笛の音(海上衝突予防法施行規則第18条に規定する汽笛の音であって、音圧120dB)に相当する音を弁別出来ること(補聴器可)
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があっても軽症で、小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること(設備限定が付された免許証は例外規定あり)